

(固体燃料を使用する器具)

第18条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。							
(1) 火鉢にあつては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。							
(2) 置きごたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。							
2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。							

別表第1 (第18条関係)

種 類			離 隔 距 離 （ c m ）				
			入力	上方	側方	前方	後方
移動式ストーブ	固体燃料	－	100	50 注	50 注	50 注	注：方向性を有するものにあつては100 c mとする。
移動式こんろ	固体燃料	－	100	30	30	30	

- 備考1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、炭、練炭等の固体燃料を使用する火ばち、置きごたつ等の器具について規制したものである。

2 第1項第1号

固体燃料を使用する火ばちについて、底面過熱による火災の発生を防止するために規制している。電熱器、ガスバーナー等は、底面過熱が比較的少ないために除外しているのである。底面過熱を避ける方法としては、火ばちの規模によって一概にはいえないが、火ばちの直下の床、畳又は台が手を触れても熱く感じない程度に、空間をとり、又は砂、灰等を入れることを目安とすべきである。

3 第1項第2号

固体燃料を使用する置きごたつについて、火入れ容器から下面への伝熱による火災発生を防止するための規定である。固体燃料に限定したのは、電熱使用のものにあつては通常下面への伝熱防止がなされているので、これを除外するためである。固体燃料としては、通例多く用いられる木炭、たどん等を主たるものとして考えている。

火入れ容器の底部に脚を設けるなど通気性を確保し、遮熱措置をしてある置きごたつ及び不燃材料で造った遮熱板等が設けられている置きごたつなどで、使用中に可燃物表面の温度が80℃以上とならないものについては、第21条の2を適用し、「金属以外の不燃材料で造った台の上で使用していなくてよいもの」として取り扱う。

4 第2項

液体燃料を使用する器具と同様の取扱上の基準について、前条の基準の一部を準用したものである。

第17条第1項第1号を準用する場合の「火災予防上安全な距離」とは、第17条第1項第1号に規定する「火災予防上安全な距離」と同じである。